

家庭的保育事業について

1. 事業概要

【事業内容】

保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者が、保育所と連携しながら、自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する。

※ 平成12年度予算化(保育需要の増に対応するための応急措置としての位置付け)

【実施形態】

個人実施型:家庭的保育者が市町村と委託契約を結んだ保育所と連携を図りながら保育を行う。

保育所実施型:保育所が雇用する家庭的保育者が、当該保育所と連携を図りながら保育を行う。

【家庭的保育者の要件】

- ・保育士又は看護師の資格を有する者であること。
- ・現に養育する就学前児童又は介護の必要な者がいないこと

【対象児童】

3歳未満児(保育所が実施する場合には就学前児童)

【対象児童数】

3人以下(別途「補助者」を雇用する場合には5人以下)

【実施場所】

家庭的保育者自身の居宅又は賃貸アパート等市町村が適当と認めた場所

「設備要件」

- ・保育を行う部屋:9.9㎡+(3人を超えた利用児童数×3.3㎡)
- ・児童の遊戯等に適する広さの庭を有するか、又は公園・空き地・神社境内等の開かれた空間があること。
- ・衛生的な調理設備を有すること。

事業実施状況等の推移

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度 (案)
予算額(百万円) (児童数(人))	1,271 (5,000)	625 (2,500)	614 (2,500)	409 (2,500)	409 (2,500)	216 (1,300)	730 (2,500)
事業実績(児童数) (保育ママ数)	102 (46)	99 (53)	313 (103)	276 (93)	319 (105)	—	—
【参考】地方単独事業の実施状況(※)							
児童数(人) (保育ママ数(人))	1,413 (934)	1,501 (956)	1,381 (910)	1,509 (935)	1,405 (926)	—	—

※ 「地方自治体実施分(国庫補助対象も含む)ー各年度の国庫補助実績」により推計

2. 家庭的保育事業の平成20年度予算案について

○予算額 【19年度予算】 【20年度予算案】
 216,349千円 → 729,786千円（+513,437千円）

○予算案の主な内容

- ・事業量の拡大(利用児童数1,300人→2,500人)
- ・家庭的保育支援者(家庭的保育者を支援する専任職員)を連携保育所の下に配置
- ・家庭的保育者の処遇向上を図る観点から補助単価の見直しを図る。
 (本俸の引き上げ、畳の張り替え等の環境整備に係る費用、賠償責任保険料・職員健康管理費等の追加)

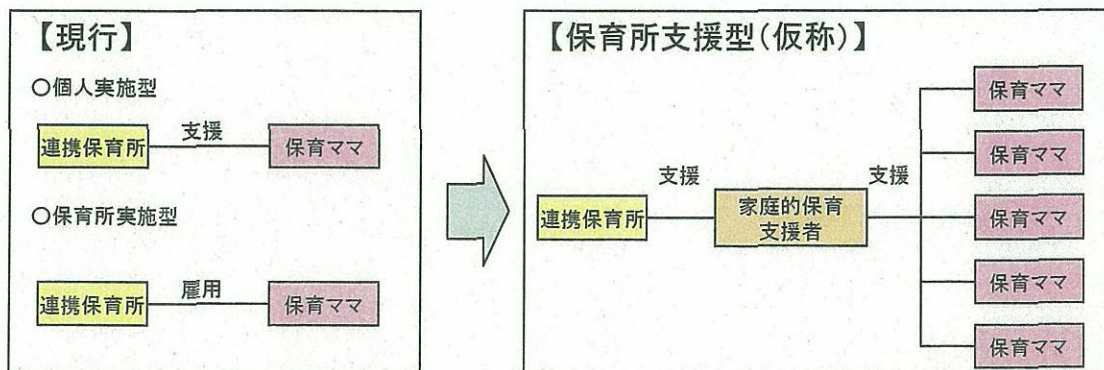
要求趣旨

保育需要の増に対応するための応急措置として、平成12年度に創設した一方で、家庭的保育者に対する支援が十分でなかったことや、事故が起こった場合の補償が明確でないことなどから、事業の十分な活用を図ることができなかつたことを踏まえ、

- ①連携保育所の下に、保育ママに対する巡回指導や相談等を行う専任職員を配置し、保育ママに対する支援の充実を図る
- ②補助単価を引き上げ、賠償責任保険への加入や保育ママの処遇改善を行い、安心して保育に従事できるようにする

ことなどにより、家庭的保育事業の拡充を図る。

事業の実施方法のイメージ



3. 家庭的保育事業の今後への動き

○報告等における家庭的保育事業への言及

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議(中間報告)(平成19年6月1日)－抜粋－
終点戦略策定に向けての基本的考え方

3 重点戦略策定の方向性

(包括的な次世代育成支援の制度的枠組みの構築)

様々な働き方、ライフスタイルの選択に対応した子育て支援サービスの実現を目指し、3歳未満児に対する家庭的保育(保育ママ)の充実を含めた多様で弾力的な保育の拡充、子育て家庭がその生活圏内で利用できる地域子育て支援拠点等の子育て支援サービスの面的な整備を進めるとともに、産休・育休から保育サービスへの移行等利用者本位の切れ目のない支援を提供できるよう、子育て中の利用者の適正・確実な負担を求めて国民全体で支え合う包括的な次世代育成支援の制度的な枠組みの構築を図る。

経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日)－抜粋－

第4章 持続的で安心できる社会の実現

3. 少子化対策の推進・再チャレンジ支援

(1)少子化対策の推進

② 包括的な次世代育成支援の制度的な枠組みの構築

様々な働き方・ライフスタイルに対応し、特に3歳未満児に対する家庭的保育(保育ママ)や事業所内保育施設を含めた多様で弾力的な保育サービスの拡充、地域の子育て支援サービスの面的整備を進めるとともに、育児休業から保育への円滑な移行など利用者本位の切れ目のない支援を提供できる包括的な制度的枠組みを構築する。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月18日)－抜粋－

3 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

(具体的な制度設計の検討とともに先行して実施すべき課題)

- 包括的な次世代育成支援を図る制度設計の検討とともに、平成21年度までの現行の「子ども・子育て応援プラン」及び地方公共団体の次世代育成支援のための行動計画の見直しも視野に入れ、

・一定の質の確保された保育サービスの量的な拡大を可能にする提供手段の多様化のための家庭的保育の制度化

(略)

などの課題について、20年度において先行して実施すべきである。